

チェック=Y 日付け=2019/10/29

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年9月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）MEGAドン・キホーテUNY東近江店 東近江市今崎町163番地
- 2 意見の概要 東近江市からの意見
 - (1) 開発許可区域の面積の3パーセント以上の緑地を確保すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工政策課 東近江市八日市緑町10番5号
 - (2) 縦覧期間 令和元年9月6日から令和元年10月7日まで